私学教職員退職金共済事業補助金交付要綱

制 定 昭和 5 0 年 6 月 4 日決裁 最終改正 令和 5 年 2 月 2 4 日決裁

(趣旨)

- 第1条 県は、私立学校振興のため公益財団法人埼玉県私学振興財団(以下「振興財団」という。)、公益財団法人埼玉県私立幼稚園教職員退職金財団(以下「退職金財団」という。)及び一般社団法人埼玉県専修学校各種学校協会(以下「協会」という。)が行う退職金共済事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年 埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定める ところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

(1) 教職員等

学校法人等に使用され、当該学校法人等が埼玉県の区域内に設置する小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の業務に常時従事する者で、かつ、私立学校教職員 共済組合の組合員であるもの又は当該学校法人等が埼玉県の区域内に設置する専修 学校若しくは各種学校の業務に常時従事する者をいう。ただし、1年未満の期間を 定めて使用される者を除く。

(2) 退職金共済事業

振興財団、退職金財団又は協会が学校法人等から掛金の納付を受け、当該学校法人等の使用する教職員等の退職について知事の承認を得て定めた退職金共済契約約款若しくは退職金財団規約、又は退職基金共済事業管理運営規則、同共済業務運営規則及び同運営細則の規定に従い、当該学校法人等に共済金又は退職手当資金を交付する事業をいう。

(3) 責任準備金不足額

振興財団、退職金財団又は協会の退職金共済事業に係る基金の資産残高が、その 責任準備金に対し不足する額をいう。 (補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業は、退職金共済事業とし、補助の対象となる経費は、責任 準備金不足額の補てんに要する経費とする。

(補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、毎年度予算の範囲内において、知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は 別に知事が定める。

(記載事項等)

- 第6条 規則第4条第1項第3号に掲げる事項については、記載することを要しない。
- 2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する知事が定める事項は次のとおりとする。
- (1) 補助金を受ける年度の前年度4月の教職員等の総標準給与月額表
- (2) 責任準備金不足額計算書
- (3) 当該年度の収支予算
- (4) 前年度の収支決算
- (5) 定款及び退職金共済契約約款(振興財団にあっては退職金共済契約約款、退職金 財団にあっては退職金財団規約、協会にあっては退職基金共済事業管理運営規則、 同共済業務運営規則及び同運営細則)

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 振興財団、退職金財団及び協会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行 の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出時期は、 補助金の交付を受けた事業年度(会計年度)の終了後又は補助事業廃止後60日以内と する。

(添付書類)

- 第10条 規則第13条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 責任準備金不足額補てん調書
 - (2) 当該年度の収支決算書

(書類の整備等)

- 第11条 振興財団、退職金財団及び協会は、退職金共済事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金交付に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

- 1 この要綱は、昭和45年度分から昭和50年度分までの補助金の交付について適用する。
- 2 私学教職員福祉財団に対する補助金交付要綱(昭和42年8月18日制定)は、廃止 する。
- 3 前項の要綱により交付された補助金に係る書類の整備等については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、昭和48年度分の補助金から適用する。 附則

- この要綱は、昭和50年度分の補助金から適用する。 附則
- この要綱は、昭和53年度分の補助金から適用する。 附則
- この要綱は、昭和54年度分の補助金から適用する。 附則
- 1 この要綱は、平成3年度の補助金から適用する。

- 2 この要綱の改正前に交付した平成3年度の補助金については、改正後の要綱に基づいて交付したものとみなす。
- 3 改正後の要綱第6条第2項第1号中「前年度4月」とあるのは、平成3年度に限り、 「前年度4月(教育振興会にあっては前年度11月)と読み替えるものとする。 附則
- この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。 附則
- この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。 附則
- この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

令和 年度私学教職員退職金共済事業補助金交付申請書

 第
 号

 年
 月

 日

(あて先)

埼玉県知事

主たる事業所の所在地 名 称 代表者氏名

令和

下記により令和 年度私学教職員退職金共済事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費責任準備金不足額の年間償却額 金 円
- 4 添付書類
- (1) 補助金を受ける年度の前年度4月の教職員等の総標準給与月額表
- (2) 責任準備金不足額計算書(令和 年 月 日現在)
- (3) 当該年度の収支予算書
- (4) 前年度の収支決算書
- (5) 定款及び退職金共済契約約款(振興財団にあっては退職金共済契約約款、退職金 財団にあっては退職金財団規約、協会にあっては退職基金共済事業管理運営規則、 同共済業務運営規則及び運営細則)

令和 年度私学教職員退職金共済事業補助金交付決定通知書

 学事 第
 号

 令和 年 月 日

名 称

代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度私学教職員退職 金共済事業補助金については、下記のとおり交付します。

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払い
- 3 条件
- (1) この補助金は、私学教職員退職金共済事業補助金交付要綱第3条に揚げる経費について補助するものであるから、その他の経費に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その 指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。

令和 年度退職金共済事業実績報告書

第 号 年 月 日

令和

(あて先)

埼玉県知事

主たる事業所の所在地 名 称 代表者氏名

令和 年 月 日付け学事第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 令和 年度退職金共済事業に係る会計年度が終了したので、補助金等の交付手続等に関 する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間令和年月日から令和年月日まで
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
- (1) 責任準備金不足額補てん調書
- (2) 当該年度の収支決算書

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び 完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であ り、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切 申し立てません。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23 年埼玉県条例第39 号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5)補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約(以下「委託契約等」という。)を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6)補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合((5)に該当する場合を除く。)に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。